

【資料 2】

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

多様なサービス・活動の交付金上の分類（令和6年度要綱改正）

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
 - ・予防給付時代の制度的分類にとらわれない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

多様なサービス・活動		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	その他
従前相当サービス		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)		
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成		委託費の支払い
想定される実施主体	介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体		保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準※1を例にしたもの			サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの		
費用	国が定める額※2（単位数）			サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
	額の変更のみ可	加算設定也可				
対象者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者 継続利用要介護者		要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定		要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）		高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など		対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など		高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など		対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
支援の提供者	国が定める基準による	送迎の実施		市町村が定める基準による		
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員	地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア)		有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者		保健医療専門職

実施要綱改正後

これらによらないもの（委託と補助の組み合わせなど）

多様なサービス・活動の例（令和6年度ガイドライン改正）

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり

選択

多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

支援

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
- 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施
 - 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守り的援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身が活動できる範囲で活動することも想定される）
 - （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
- 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など
 - 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる

通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援

- 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
- 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

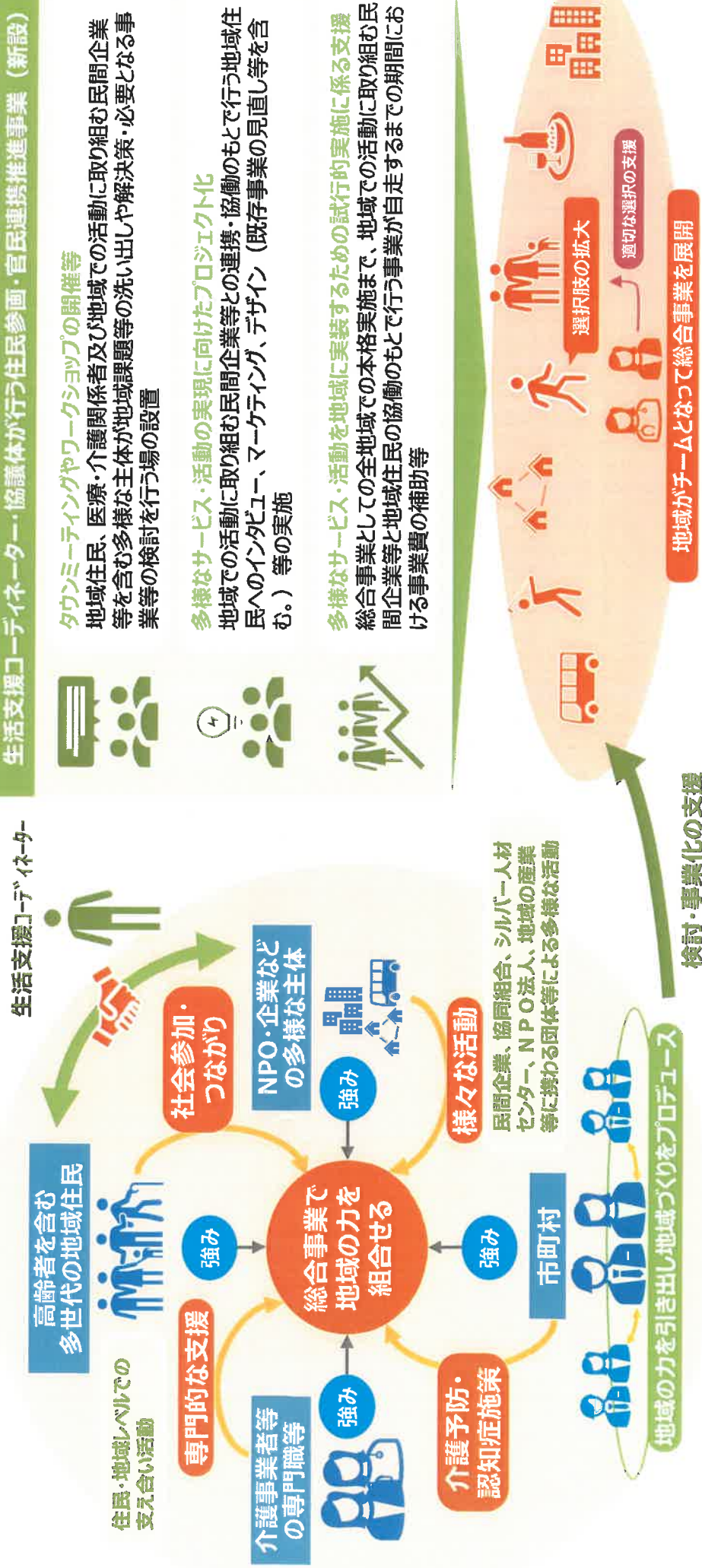
通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
 - 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身が活動できる範囲で活動することも想定される）
 - 訪問型サービスと同様
- セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動
 - 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに對する運動習慣づけのための活動
 - 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動
 - 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援
 - 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進 (令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

- 高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。
 - このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。
- 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。

生活支援コーディネーター・協議体が行う住民参画・官民連携推進事業（新設）



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額
■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
住民参画・官民連携推進事業の実施

※ 指定都市の場合は行政区の数